

福岡広域都市計画地区計画の決定（篠栗町決定）

福岡広域都市計画地区計画を次のように決定する。

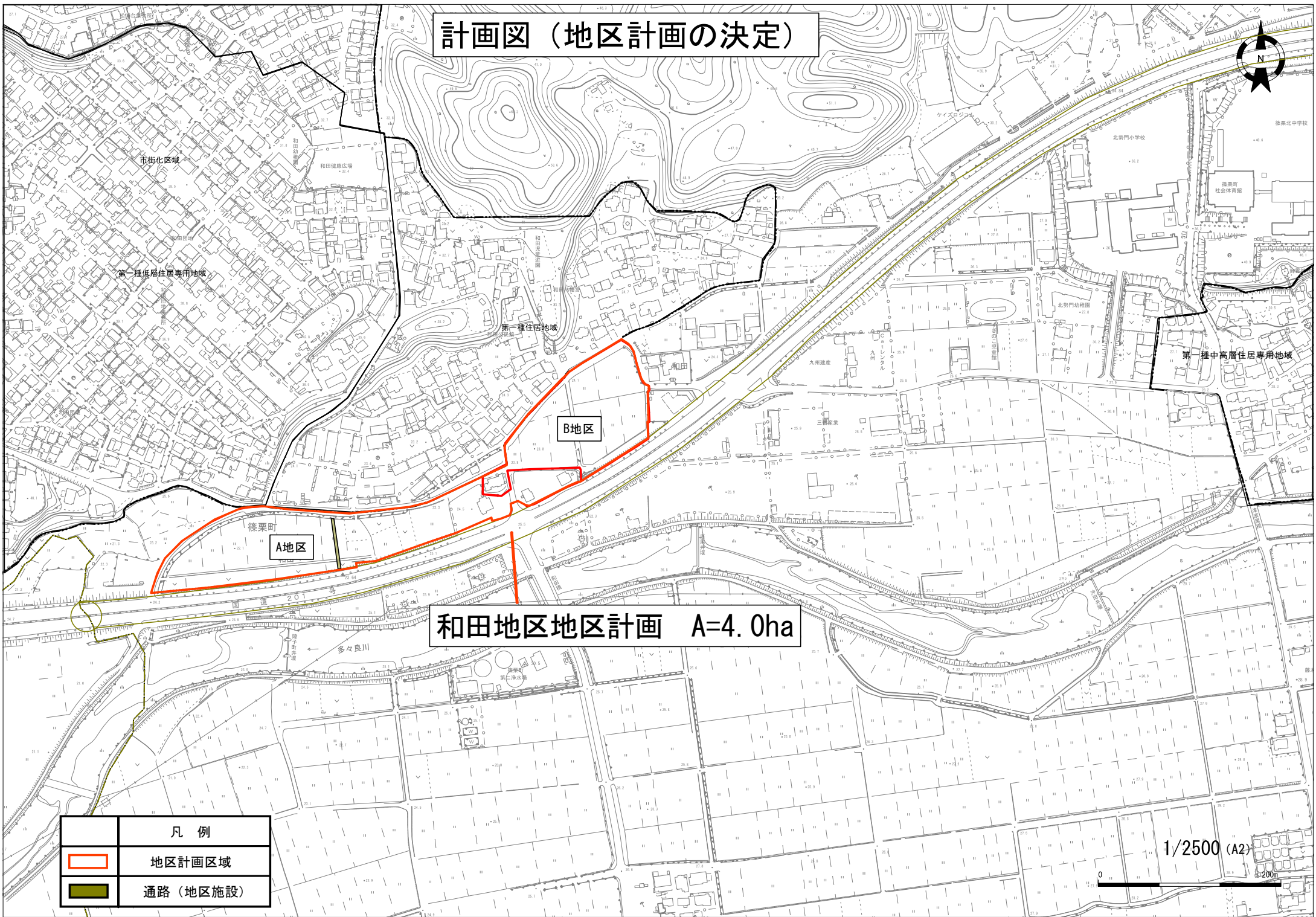
名称		和田地区地区計画			
位置		篠栗町大字和田地内及び和田1丁目、和田2丁目の各地内			
面積		約4.0ha			
地区計画の目標		<p>本地区は、篠栗町の西部に位置し、北側は市街地に接し、南側は国道201号に近接するという高い利便性を備えた地区である。</p> <p>本地区計画は、篠栗町都市計画マスタープランの目標像である「多々良川の水辺や丘陵地の緑に包まれた緑豊かな快適な住宅と産業が共存するまち」にふさわしい市街地の一部として、自然環境との調和を図りつつ良好な住宅地並びに地域住民の利便性及び国道201号の交通利便性の高さを生かした沿道利用（生活利便）施設等の形成を図ることを目標とする。</p>			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>A地区：国道201号沿道の交通利便性を生かし、近隣居住者及び沿道からの利用を想定した商業施設等の立地を誘導する。</p> <p>B地区：新たな定住人口の増加を図るため、良好な住宅地及び医療施設等への土地利用を図る。</p>			
	地区施設整備の方針	通路（幅員3m）を配置する。			
	建築物等の整備の方針	良好な沿道利用地及び住宅地等の形成と保全等を図るため、建築物等の用途等の制限を定める。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長
			通路	3m	約55m
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区	B地区
			面積	約2.5ha	約1.5ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。		次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	
		<p>(1) 建築基準法（以下、「法」という。）別表第2（イ）項第8号及び第9号に掲げるもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令（以下、「令」という。）第130条の5の3で定めるもので延べ床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 倉庫業を営まない倉庫</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5で定めるものを除く。）</p>		<p>(1) 住宅（住戸の戸数が3以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 法別表第2（イ）項第8号及び第9号に掲げるもの</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5で定めるものを除く。）</p>	



	建築物の敷地面積の最低限度	—	180㎡
	壁面の位置の制限	—	道路境界線及び隣地境界線から1.0m以上
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路及び公園など公共空間に面して設ける垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンス、鉄柵等透視可能なものとし、併せて植栽を施したものにするなど、公共空間からの景観に配慮したものとする。</p> <p>ただし、門柱及び意匠上これに附属する部分等については、この限りではない。</p>	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>外壁の色は、自然環境や街並みと調和するよう、低彩度・低明度のものとし、原色を避けたものとする。</p>	<p>屋根の形状は、街並みの景観に配慮したものとする。また、屋根及び外壁の色は、自然環境や街並みと調和するよう、低彩度・低明度のものとし、原色を避けたものとする。</p>

種類、位置及び区域は計画図表示のとおり

理由 別紙のとおり

計画図（地区計画の決定）



凡例	
	地区計画区域
	通路（地区施設）

1/2500 (A2)
0 200m